

資料 2

	実施項目	令和5～6年度 (ステップ1)	令和7～8年度 (ステップ2)	ステップ2 (R7・8) での具体的な事業	成果 (どんなことができたか)	令和8年度末の あるべき姿	
地域福祉を担う人づくり	1 地域福祉の心を育む福祉教育の推進	地域多様な機関との協働による福祉教育の充実	社会福祉法人や福祉団体・施設、地域づくり協議会福祉部、地区社協等、各種ボランティアと、福祉教育に関する課題共有と協働を推進する。	幼児及び小中学校の学府単位での取り組みと地域福祉関連団体との連携によるモデル地区での先駆的プログラムを推進する。	・多様な機関、団体と共に福祉教育プログラムの作成、実践を行う。	・学校出前講座を法人連絡会加盟法人と共に、オンラインや実際に学校で交流をする講座展開をした。 ・中学校向けに新たなプログラムを作成2校で実践した。	地域課題の視点に立った福祉教育プログラムを構築する。
		心のバリアフリーの普及・推進	地域共生社会の啓発を目的とする講座や研修機会を実施。市社協主催の「みんなの福祉教育」、地区社協主催の研修支援を行う。	地区社協など地域福祉活動団体のほか、大学や企業など多様な主体との協働による事業展開を模索する。	・地域福祉を軸にした、学校・地域とをつなぐ福祉教育の協同実践の場を作る	・地区社協と中学生で地域の課題から考えるプログラムの展開を実施した。 ・障がい理解のために当事者より話をきく「みんなの福祉教育」を実施した。	地域、学校、企業等、接点が少ない主体同士の協働活動を通して、心のバリアフリーや地域共生社会を具現化する。
		広報・啓発活動の充実	社協だより、ホームページ、SNSなど、広報媒体を有効活用する。また、社会福祉大会を軸として、社会福祉法人や各種団体の活動啓発の機会とする。	SNSの効果的な活用を実践するため、大学生や20歳代の若者の参画を進め、若年層、勤労者層への働きかけのきっかけをつくる。	・ボランティア活動や地域活動に興味のある学生や若者を巻き込んだ広報活動を行う。	・2次元コードの周知を行いSNS発信を密にし情報発信に努めた。 ・高校にて出張ボランティアセンターを実施し、高校生が気軽にボランティア相談できる機会を作った。 ・法人プロジェクト、大学生と共に「福祉の魅力」を発信する動画の作成をした。	地域福祉を日常生活で感じて実践できる市民を増やすため、身近に実践できる活動や幅広い取り組みがあることを広報活動で浸透させる。
	2 生きがいづくり支援	生きがいづくり支援	地域での介護予防活動、社会参加促進は必須。活動者の高齢化・担い手不足が活動団体全般的な課題であるため、シニアクラブ、高齢者サロン、子育てサロン、居場所づくり活動のあり方を含めて課題の整理を行う。	既存の活動を再定義し、「地域共生型の居場所」の普及を検討する。従来の活動団体に対して、地域共生社会実現の入り口として、多世代型の活動展開の方法について研修や情報提供を行う。	・寄付者（団体）と活動団体をつなぐ仕組みづくり ・居場所づくりを行う活動者の育成、交流会事業の実施	・居場所等の活動団体に、寄付や助成金情報をLINEオープンチャットを活用して情報発信をした。定期的にある寄付に関しては個別に十分な食品ロスへの取組も行った。 ・各団体の代表交代にあり、個別に相談対応をし支援を行った。 ・昨年度同様、こども未来課と共同で情報交換会を行った。	出番と役割と生きがいがそこにあり、自ら求めて活動をしたくなるような居場所づくりとなるよう継続して支援する。その活動を担うリーダー養成として社会参加促進講座を市と共催し、他の一般市民の参加拡大も図る。
		心の支援・ひきこもり支援	精神面に不安のある方の通いの場の一つとして心に寄り添うサロンの充実を図る。また、ひきこもり支援について、市や関係機関と連携しボランティアを中心に理解者を養成する取り組みを検討する。	理解を深めた住民ボランティアによって、当事者やその家族の居場所や活躍の場が創出・運営されている。	・引き続き理解者（住民ボランティア）の養成を実施しつつ、当事者やボランティア・関係者と協働した活躍の場の運営	・市内5カ所通いの場：心に寄り添うサロンを安定して開催した。合同サロンハロウィン（10月）・年始行事である初詣（1月）を実施する。 ・「みんなの福祉教育」の講演会を通して、障がいへの理解を深めた。 ・市と連携し障がいに対して理解のある住民ボランティアをひきこもり支援の活動につなげた。	精神障がいや発達障がい、ひきこもりといった、生きづらさを抱える当事者やその家族が、地域の中で孤立せず受け入れられ理解者が学びを生かし、自身でできることで社会に貢献していく。
	3 地域活動・ボランティア活動人材の育成	ボランティアの育成と確保	市民活動センターと共に進めるボランティア登録制度と、既存のほとんどの地域づくり仕掛人の融合を検討する。また、大学等との事業連携強化、ICTに対応できる人材の育成事業を推進する。	大学等との事業連携による若い世代のボランティア活動の参加促進。ICTに対応できる人材を増やすための事業の継続。	・ホームページだけではなく、リアルタイムに近い情報共有をするため、LINEオープンチャットの活用などの一斉にボランティア情報を流すことができるような仕組みを検討	・LINEオープンチャット機能を活用し、月1回のホームページ更新と併せて情報発信の方法を拡充した。 ・高校へのアンケートを実施、出張ボランティアセンターを開催した。 ・ボランティア登録制度についての打ち合わせを月1回開催し行政と市民活動センターとの連携の強化に務めた。	ボランティア登録制度を基盤としたボランティア人材の一元管理。ICTを活用しリアルタイムでボランティア情報を得られる機会を確保。ボランティア活動の参加機会の充実と幅広い年代の人材確保。
地域福祉を担い手づくり		地区社協等のもとの活動する福祉委員として位置強化。地区の課題解決の主力として継続支援。市・地域せいかつ応援倶楽部では、地域課題の把握と担い手育成をする。地区社協及び福祉委員の活動の三大活動として「サロン・見守り・生活支援」を整理し一連の流れを示す。	福祉委員等の担い手による小地域福祉ネットワークの見守り活動が浸透するよう研修を充実させる。また、市内各地で地域せいかつ応援倶楽部等の生活支援活動が展開されるよう、地区社協等を支援する。その方法として、各地区で展開する協議体の場を活用する。	・「ちょっとした困りごと」の解決を地域せいかつ応援倶楽部の仕組みだけではなく、地域全体で考えていけるような方向性を見出す ・市社協せいかつ応援倶楽部から地域への移行を検討	・第2層協議体（小地域ケア会議）でゴミ出しをテーマに地域全体で話し合った。 ・市社協支援員連絡会を開催し「ちょっとした困りごと」についてグループワークを行い共通理解を深めた。 ・地域せいかつ応援倶楽部の懇談会を実施。各地区の特色や事例を紹介し、他地区からアドバイスをいただく等、交流を行った。 ・せいかつ応援倶楽部の立ち上げを検討する地区の福祉委員会にて、せいかつ応援倶楽部の活動紹介、グループワークを行った。	地区社協や福祉委員、地域せいかつ応援倶楽部に関わる担い手の参加による地域内の課題把握と合意形成を行う。住民によるネットワークと専門職のネットワークの協働による活動展開を行う。	
知識や技術の専門家に対応できる人材育成		担い手・リーダー養成事業を再構築し、持続可能な人材育成を推進。ICT活用など新たな活動様式に対応する人材を育成。過去の講座後の自主グループ支援を継続し、多様化するニーズに対応。	担い手・リーダー人材の知識や技術の研修を行い、市民の視点で地域福祉活動に関わる人材を養成する。	・活動者の確保、リーダーや担い手養成が喫緊の課題であるため、講座メニューをさらに検討し、今後求められるスキルを学べる人材養成講座を企画する。	・ボランティア活動に興味はあるが躊躇している方が参加する講座と、地域の担い手になり地域活動に関わる2パターンの養成講座を開催した。両講座とも参加者が限定されたが、今後継続して活動する人材養成ができた。	地域福祉活動にICTを上手く取り入れ担い手、リーダーが有効なネットワークを構築し、情報共有・相談ができる仕組みを進める。	
災害時におけるボランティアの確保		令和4年台風15号被害の対応を振り返り、災害ボランティアコーディネーターと連携強化し、ボランティア登録した市民に対して研修機会を提供する。	災害ボランティアセンターの運営をテーマとして、災害ボランティアコーディネーター、防災・減災の活動団体、技術系NPOなどのゆるやかなつながりづくりをする。	・技術系の災害ボランティアなど、幅広い活動に対応するボランティアの育成 ・NPO法人大工村、近隣市町社協との連携による人材養成や支援活動の検討	近隣市町社協、NPO法人等との連携は一定程度強化され、協力関係の基盤づくりが進んだ。 災害ボランティアコーディネーターについては、登録者の増加に伴い、活動への関わり方や意識の多様性を把握することができ、今後の関係づくりや支援の方向性を整理する基盤が整った。	ボランティアセンターの運営の3原則である「被災者中心、地元主体、協働」の実現を目指し、多様な人材が関わることができる協働の場づくりをする。	
共同募金運動への参画による人材確保と育成	若い世代に対し、学校・街頭募金活動への積極的な参加を促すため、福祉教育プログラムに「共同募金」を位置づけ、理解と協力が得られる仕組みを構築する。	令和5・6年度から継続して共同募金プログラムを実施するとともに街頭募金活動やグッズ作成などの協働できる活動を提案し、実活動の推進を図る。	・福祉教育の年度末のまとめ用として、地域貢献の具体的な方法を提示するプログラムを作成する。その中に、赤い羽根共同募金の項目を入れる。 ・企業や団体と協働で共同募金の返礼品を製作する。	・街頭募金の実施数を前年度から3倍に増やし、学生ボランティアを広く募集した。小中高生のボランティアとして19名に参加いただいた。 ・昨年度に引き続き、しっぺいといふくびーのコラボピンバッジを作成した。 ・若い世代、現役世代へより手軽な協力方法として、PayPay募金をSNSや街頭募金でPRした。	市内の半数以上の小・中・高等学校で共同募金運動が展開され、校内での募金活動や街頭募金への参加協力、ボスターや募金箱等啓発グッズ作成など、多種多様な手法で共同募金運動に関わる。		

	実施項目	令和5～6年度 (ステップ1)	令和7～8年度 (ステップ2)	ステップ2 (R7・8) での具体的な事業	成果 (どんなことができたか)	令和8年度末の あるべき姿
ふれあい、 支え合い、 助け合いの 地域づくり	地域福祉活動・ボランティア活動拠点の活用促進	ボランティア活動の拠点として、相談できる場、情報を発信する場としてセンターを充実させる。ボランティア登録者の増加、相談やコーディネーターの充実のため、SNSの活用など、情報収集と発信方法を検討する。	SNSを活用したボランティア情報の発信で、リアルタイムで情報を発信する。多様なニーズに対応できるよう関係機関とのネットワークを強化していく。	・ボランティアへの情報発信、社協ならではの繋がり、繋げるボランティアコーディネーターが出来るよう、新規相談者向けにアセスメント能力を高めるための仕組みづくりを行う。	・SNSを活用したボランティア情報をリアルタイムで発信、および出張ボランティアセンターとして学校に向きボランティア活動のコーディネート・相談を実施した。	多様なボランティアニーズに対応できるよう関係機関とのネットワークを強化する。相談やコーディネーターの充実や、SNSを活用した積極的な情報発信をする。
		老人クラブやサロンなどの高齢者の通いの場、子育てサロンなど、従来の対象や枠組みにとらわれない居場所づくりの活動について、支援のあり方を含めて課題の整理を行う。	既存の活動を再定義し、「地域共生型の居場所」の普及を検討する。従来の活動団体に対して、地域共生社会実現の入り口として、多世代型の活動展開の方法について研修や情報提供を行う。	・居場所づくり及び既存のシニアクラブや高齢者・子育てサロンに対して地域共生の考え方に基づく集いの場について普及を実施する。	居場所づくり交流会の開催により、地域内の活動団体・個人のつながりが生まれ新規のサロン・居場所活動の立ち上げや、既存活動の充実につながった。オープンチャットを活用し、助成金や寄付物品の情報が担い手に届き、活動運営の基盤強化が図られた。行政と社協との連携が進み、支援体制が整理された。	世代や属性を超えて住民同士が交流できる居場所により、地域づくりと個人の幸せが実現される。他の人に対して抱く信頼や、お互いさまの人間関係・つながりによる活動が定着する。
	見守り活動の推進	地区社協のもとで福祉委員、サロン、自治会、シニアクラブ、民生委員・児童委員等が連携して実施する見守りや声かけを支援する。活動の具体化や活性化に向けた相談支援を行う。地域福祉活動の三大活動として「サロン・見守り・生活支援」を整理し一連の流れを示す。	サロンが市内全域に浸透したのと同様に、地区の事情に合った取組みで小地域福祉ネットワークの見守り活動が展開されるよう、地区社協等を支援する。その方法として、各地区で展開する協議体の場を活用する。	・地域福祉推進の原動力として、協議体（地区社協の役員会、地域福祉懇談会等）を全市で活性化させる。地区の実情に応じた課題と取り組みを支援する。	・地域づくり協議会福祉部等・地域の福祉関係者と連携し見守り活動の推進を図った。サロン活動等地域活動の継続支援を行い活動に対し様々な相談に応じた。	地区社協、福祉委員、民生委員・児童委員、シニアクラブ等の参加による地域内の課題把握と合意形成を行う。見守り活動を通して把握できた個別のニーズを地域課題の解決に反映させる。住民によるネットワークと専門職のネットワークの協働による活動展開を行う。
		様々な災害に柔軟に対応するため、市や関係機関・団体との連携や災害時の協力に関する協定締結を進める。また、災害ボランティアセンター立ち上げなど優先の取組事項を整理し、事業継続計画や防災計画に反映させる。	水害や震災などさまざまな被害の想定をした災害ボランティアセンター運営訓練を実施する。市や関係機関、団体等の参加による実践的な訓練を行い、得られた課題を検証する。	・大規模災害に備え、地元のリソースを高めるためにネットワーク構築を目指す。技術系ボランティア団体の育成支援等の実施、近隣市町社協と合同での研修実施の準備をする。	・磐田市と「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書」を締結 ・NPO法人大工村と「災害ボランティアセンター運営協力協定書」を締結（2/25）。袋井市社協、森町社協も同日に同様の内容で協定締結。広域協働の足掛かりができた。具体的な支援内容について、磐田・袋井・森の3市町社協と大工村ですり合わせを行う。	ボランティアセンターの運営の3原則である「被災者中心、地元主体、協働」の実現を目指し、地元の関係団体が合意形成して取り組む被災者支援と協働の場づくりを推進する。
	地域づくり協議会福祉部等による「小地域福祉ネットワーク・見守り活動」	地区社協内での福祉委員会位置付けについて、地区ごとの課題解決に向けた支援を行う。他地区の状況を確認、意見交換する場として地区社協等連絡協議会を活用する。市内の状況だけでなく、他市町の先進例等も提供する。	地区社協等の資金面の支援とともに、地域の施設・専門機関と連携し、地区の状況に応じたネットワークを構築し、小地域福祉ネットワークの見守り活動が展開されるよう地区社協等を支援。各地区で展開する協議体の場を活用する。	・福祉委員会が地区社協・地域づくり協議会福祉部と活動が一体となるよう支援。地域の福祉委員会連絡協議会の機能を地区社協等連絡協議会に統合・乗約をする。	・地区社協等、福祉委員会連絡協議会を統合し地域福祉活動のネットワークを強化した。また、市内20地区の相互の情報共有を行い市の地域福祉力の推進を図った。	地区社協等の地域福祉の担い手の参加による地域内の課題把握と活動推進の合意形成を行う。住民によるネットワークと専門職のネットワークの協働による活動展開を行う。
		住民主体の地域包括ケアシステムの構築	地区社協等の生活支援やシニアクラブ・サロン等による介護予防の充実を図るとともに、法人重層的支援の体制をめざし、施設等と情報の共有を行っていく。	住民主体のさまざまな活動の充実を図りながら重層的支援の体制をめざし、施設等と情報の共有を行っていく。	・さらに連携を密にし、地域の福祉力向上・福祉教育に法人連絡会の協力を経て、展開を図っていく。	・法人連絡会企画の合同研修会を通して、エリア内の顔の見える関係構築をした。 ・生活支援コーディネーターが地域資源を把握し、個人にあったコーディネート業務を行った。

		実施項目	令和5～6年度 (ステップ1)	令和7～8年度 (ステップ2)	ステップ2 (R7・8) での具体的な事業	成果 (どんなことができたか)	令和8年度末の あるべき姿
自立した生活が送れる仕組みづくり	1 包括的な支援を行う	包括的相談支援体制・重層的な支援体制に基づく事業	重層的支援体制の構築に向けて、福祉なんでも相談窓口の強化、市の関係課担当者や専門職等と柔軟な対応のための連携関係を築く、既存の制度による解決が困難な、制度のはざまの課題対応を検討する。	市社協各係及び地域包括支援センターや他機関専門職による個別支援から得られたニーズをもとに、地域課題へ昇華させるコミュニティソーシャルワーク (CSW) の考え方を実践する。	・協議体を実施することができていない地区が固定化しているため、生活支援コーディネーターから地区役員へ積極的に働きかけを行い、地域住民の対話機会の創出支援を行う。対話の素材について個別ニーズに焦点を当て、個別から地域課題につなげるよう、地区社協へ働き掛ける。	・地区社協等へ地域福祉懇談会の実施を呼びかけ地域住民の対話機会の創出支援を行った。 ・第5次計画策定に向けR8年度全地区で懇談会実施の呼びかけを行う。	地域の人材や仕組みを活用して生き難さを抱える人を支援するコミュニティソーシャルワークの考えに基づき、他の専門職と課題共有をして解決を目指す。把握した課題を、地区社協による協議体で話し合い、地域での資源開発に活用する。
		相談機能の充実	福祉なんでも相談窓口の周知を図る。他機関等が設ける相談窓口を再確認し、情報の整理、提供を行う。	自ら支援につながる人が難しい人に、関係者などと連携してアウトリーチを含めた相談支援体制を検討する。	効率を高めると同時に、他機関等の連携につながるよう、相談事業を効果的に進める。	・キントーンを活用し福祉なんでも相談、食料支援についての相談記録を作成した。記録を職員内で共有でき、よりスムーズな相談体制が整い、他機関との連携がよりにできるようになった。	相談者の自立の支援につながる適切な窓口や制度に繋げることができる。複雑な課題を抱えた世帯への支援体制への協力ができている。
		生活困窮者の自立支援	自立相談支援事業の協働受託により、家計相談・支援による自立の支援を担う。小口福祉資金・県社協生活福祉資金貸付事業は、丁寧な相談対応・償還指導等を行う。	関係機関等と連携しながら、個々の生活困窮者に寄り添う形での自立支援を行う。貸付制度の相談者・利用者を他制度の利用にも繋げる仕組みを構築する。地域で取り組む生活困窮者支援に関する情報を収集し、地域に提供する。	・自立相談機関と連携し、アウトリーチにより借入の課題を掘り起こし、必要な支援を行う。	・県社会福祉協議会の実施したアンケートを基に、状況確認を架電より行った (49件)。また償還が滞っている借入には猶予相談および督促訪問を実施した(R7～5回実施)。 ・償還猶予相談は、自立相談機関同席の上で実施し、必要に応じて、家計相談、他制度の活用につなぐことができた。 ・自立相談機関と連携し、民見協や学校等の関係機関からの依頼に応じて生活困窮者支援に関する出前講座を実施した。	新たな自立支援に関する仕組みやサービスを検討する。また、住民への意識づけにより、地域での早期把握や見守り体制の構築等、自立支援事業と地域との連携を進める。
		福祉サービス利用援助の推進	日常生活自立支援事業の初回相談から利用までの検討手順や職員間の情報共有方法の明確にする。事例検討により支援の振り返りや、職員のスキルアップを図る。	生活支援員の増員、研修の充実。研修では法人連絡会に適切な講師を依頼する等、連携を深めるとともに事業への理解を推進する。	・適時、生活支援員説明会を開催し増員につなげる。 ・研修及び日々の支援では、支援員が後見制度との違いを理解して支援できるよう整理して伝える。 ・支援の評価・見直しの手順を明確化し、利用者の変化を適切に捉えて支援方法の変更につなげる。	・生活支援員説明会を開催し、新規登録者を募集した。徐々にではあるが増員につながっている。 ・年1回開催する生活支援員連絡会では、新規登録者も含めた研修ができるよう計画している。	利用者のありたい姿を関係者で共有し、自己決定を支援する。生活支援員に活動へのやりがいを継続して感じてもらえる。
成年後見制度の利用促進成年後見支援センター受託運営)							
		(1) 権利擁護の普及啓発	講演会・講座等 …各年度 25回、300人 相談件数 …各年度 240人 (20人/月)	講演会・講座等 …各年度 25回、300人 相談件数 …各年度 240人 (20人/月)	・成年後見制度利用促進セミナーはR7年度も継続してシリーズ開催を企画し、啓発を促進。 ・出張講座は交流センター等で適時対応し啓発を促進。 ・広報活動を通し、潜在的な権利擁護ニーズを抱える方や支援者からの相談が繋がるように推進する。	・成年後見制度利用促進セミナーをR7年も5回シリーズで開催した (延106人、第5回は1月開催)。 ・出張講座はR7年度の12月までに3件 (延72人) に対応した。 ・市民等からの一般相談について、令和7年度から継続分もカウントしている。R7年11月まで新規は116件受付。継続は411件受付。	市民、関係者・関係機関に対する成年後見制度の普及啓発の強化、制度の周知を図る。
		(2) 権利擁護推進体制	利用促進協議会の設置運営 (R5年度末) 権利擁護検討会の設置 (R5年度から) 権利擁護支援チーム数 (R5) 10件 (ケース数) (R6) 12件	利用促進協議会の設置運営 権利擁護検討会の運営 権利擁護支援チーム数 (R7) 15件、(R8) 20件	・権利擁護検討会を毎月開催し、権利擁護課題の検証や受任調整、権利擁護支援チーム等について協議する。 ・市が設置する利用促進協議会の設置運営に中核機関として連携する。	・権利擁護検討会を設置し、後見人候補者の受任調整や市民後見人への受任促進、事例検討等を行った。R7は11月までに5回、9件の協議を行った。 ・権利擁護支援チームについては、9件開催した。	中核機関としてのセンター充実と整備、地域連携ネットワークの構築、権利擁護検討会の設置と個別検討会の運用をする。
		(3) 安心して制度利用できる環境づくり	市民後見人候補者養成数 …各年度10人の修了者を確保 市民後見人受任者数 …各年度5人 (事業終了者の半数の移行) 市長申立件数 (R5) 12件 (R6) 15件 …周知拡大に伴い増加を想定	市民後見人候補者養成数 / …各年度10人の修了者を確保 市民後見人受任者数 …各年度5人 (事業終了者の半数の移行) 市長申立件数 (R7) 18件 (R8) 20件 …周知拡大に伴い増加を想定	・市民後見人候補者養成講座を計画的に企画実施し、後見人等の担い手育成を促進する。 ・講座修了者のフォローアップを定期開催し、知識の拡大とモチベーションの維持向上に努める。 ・市民後見人が適任とされるケースの適時移行を促進。	・R7に養成講座を実施。現在8名が受講中。1月に修了予定。 ・R6までの市民後見人候補者名簿登録者は計23名。連絡研修会を実施し、後見活動に必要な知識のフォローアップを行った。 ・権利擁護検討会による受任調整により市民後見人が適任となった移行ケースで新たな市民後見人が3人誕生した。	後見人等の担い手の確保と信頼の確保、必要な人が制度利用できる体制整備を進める。
		(4) 本人に寄り添った意思決定支援	権利擁護研修会の参加者数 …各年度50人の参加者確保 受任調整件数 (R5) 10件 (R6) 12件 …権利擁護チーム数と同様 チームモニタリング件数 (R5) ー (R6) 10件 …チームごとに実施した件数	権利擁護研修会の参加者数 …各年度50人の参加者確保 受任調整件数 (R7) 15件 (R8) 20件 …権利擁護チーム数と同様 チームモニタリング件数 (R7) 12件 (R8) 15件 …チームごとに実施した件数	・本人が制度利用のメリットを実感できるよう、潜在的な権利擁護課題を明らかにし、適任の後見人等が選任されるよう受任調整を行う。後見人等の選任後はチームで支援できる体制づくりを行う。 ・チーム支援のモニタリングを行い、より良い支援に繋がるよう適時見直しを行う。	・受任調整について、R7は11月までに5回、9件の協議を行った。併せて、本人が直面する権利擁護課題を整理し、後見人等が選任後のチーム支援のあり方の協議や事例検討等も行った。 ・チームモニタリングについては着手できていない。	地域連携ネットワークによる本人支援の推進、権利擁護検討会での受任調整を進める。
		成年後見制度の利用促進 (法人後見・後見監督等)	支援内容や対応の振り返り等を通して、法人後見の支援手順等の共有化・効率化を図る。市民後見人移行に伴う後見監督人等を受任しながら、後見監督人業務の手順等を明確にする。	市民後見人養成講座受講修了者に支援員として活動してもらい、経験の蓄積を図る。後見監督人の辞任に向け、必要な情報整理や関係者のネットワークづくりを進める。	・法人と市民後見人の複数後見人から、法人が辞任する手順の明確化・効率化を図っていく。 ・法人が後見等監督人に選任されることに伴う打合せ資料を作成するとともに、後見等監督人業務の手順を明確にしている。	・法人と市民後見人の複数後見人が最大時に5件となった。12月現在は複数後見人3件 (市民後見人4人)。 ・監督人が外れた市民後見人1件、市民後見人 (法人後見監督人) が2件、市民後見人 (専門職監督人) が2件活動している。 ・市民後見人マニュアルを作成することができた。	市民後見人の活動人数が拡大する。法人後見支援員に後見活動へのやりがいを継続して感じてもらえる。後見監督人を辞任することで、独立した市民後見人を誕生させる。

	実施項目	令和5～6年度 (ステップ1)	令和7～8年度 (ステップ2)	ステップ2 (R7・8) での具体的な事業	成果 (どんなことができたか)	令和8年度末の あるべき姿
3 安 心 で 住 み や す い 環 境 の 整 備	地域と連携した 子育て支援	民生委員・児童委員、主任児童委員と連携し、 子育ての不安解消のために必要なことが何か検 討する。また福祉団体が行う子育て支援事業 (子育てサロン) 等への支援を引き続き行う。 児童遊び場整備事業は、新設・修繕に加えて点 検費用も検討をする。	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強 化を継続するとともに、地域づくり協議会等と の連携を強化し、子育ての不安解消のた めの環境づくりを進める。また、子育てサロン 等における多世代交流事業を進め、地域ぐるみ の子育て環境につなげる。	・サロン連絡会では、サロンボランティアのニーズ を聞き取り、1つでもサロンに持ち帰ることのでき る情報発信を行う。 ・子育て支援員を地域に派遣し、地域のサロンの発 展の支援、ボランティア支援、親子のリフレッシュ の場の提供をおこなう。	・住民組織と連携し子育て支援員の派遣等を通して子育てサロンの 充実、子ども食堂や多世代交流を実施している活動者の支援を行い 地域との連携を行った。	自治会や地域づくり協議会・地区社協等と連携し、多世 代交流活動を通して、地域共生社会の実現に向けた柱の 中心に、子どもと子育ての支援を位置づける。
	外出・移動手段 の充実と確保	マイクロバス貸出で地域活動の外出機会を支援 し、マイクロバス登録運転手の安全運転管理を 徹底する。福祉車両貸出では、車いす使用者の 外出支援を促進し利便向上を図る。	自動車学校の協力を仰ぎ、マイクロバス登録運 転手の安全運転をより強化する。同時、マイク ロバス、福祉車両の利用促進をより一層PR強化 する。	・引き続き、アルコールチェックと免許証の確認等 を行い、利用者が安心安全に活用できるよう努め る。	・マイクロバスは自動車学校での実地走行を予定 (R8.1) して おり、すべての登録者が受講する。したがって、より安全運転の強化 を進めることができた。 ・福祉車両は運転手を80歳未満と限定する要綱を設け (R8.4～施 行) リスク管理に務める体制が整った。	福祉団体、ボランティアグループ、サロンが安心してマ イクロバスを利用できるよう、貸出しを継続する。福祉 車両は通院、外出など幅広い外出支援を継続する。